

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年6月29日

県北広域振興局長 高橋 進

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ユニバース

イ 株式会社横浜ファーマシー

ウ 株式会社アキヤマ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 二戸ショッピングタウンAゾーン 岩手県二戸市堀野字大谷地39番地ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(4) 変更の年月日

ア 平成29年5月16日及び令和元年5月14日

イ 令和3年1月8日

(5) 変更の理由 設置者及び小売業者の住所及び代表者に変更が生じたため

2 届出年月日 令和3年6月17日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び二戸市役所